

令和8年小川村議会3月定例会会議録

(第2号)

招集年月日	令和8年2月13日			
招集の場所	小川村議会議場			
開 議	令和8年2月25日		午前10時00分	
出席議員	1 番	坂井 正	7 番	小林 和人
	2 番	新井 幹夫	8 番	大久保利廣
	3 番	塚田 綾子	9 番	山本 陵
	5 番	和田 一秀	10番	峰村 正一
	6 番	西沢 哲朗	11番	松本 敏照
欠席議員	なし			
不応招議員	なし			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村長	染野 隆嗣	総務係長	中島 剛信
	副村長	小林 裕一郎	企画財政係長	森 学
	教育長	北田 愛治	総合戦略推進室長	西澤 秀仁
	総務課長	大日方 浩和	社会福祉係長	伊藤 義彦
	住民福祉課長	高木 一仁	建設係長	北村 亮
	建設経済課長	高羽 哲夫	教育次長	清水 栄二
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長	竹村 広義	書記	伊藤 正

議 事 の 経 過

令和 8 年 2 月 25 日

(午前10時00分)

開 会 宣 言

○議長（西沢哲朗） ただ今の時刻は、午前10時であります。出席議員は10人全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（西沢哲朗） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程 1 議案説明

議案第 22 号 令和 8 年度小川村国民健康保険特別会計予算

○議長（西沢哲朗） 日程 1 議案説明です。議案第 22 号令和 8 年度小川村国民健康保険特別会計予算を議題といたします。提案者の説明を求めます。高木住民福祉課長。

○住民福祉課長（高木一仁） ＝議案第 22 号 朗読＝

事業勘定 228 ページをお開きください。初めに歳出であります。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費 1,034 万 6,000 円、153 万 1,000 円の増であります。右側説明欄、一般職人件費 559 万 3,000 円は 39 万円の増、一般職 1 名分の人件費であります。下段、一般管理費一般経費は 475 万 3,000 円、110 万円ほどの増であります。報酬は、1 名分の会計年度任用職員の人件費であります。主な増の要因であります。229 ページ下段、12 委託料 236 万 3,000 円、こちらで 110 万円ほどの増となっております。230 ページの上から 4 行目、国保システム改修、こちらが皆増分となっております。これは、昨日、税条例の改正で説明させていただきました国保税の子ども子育て支援金制度の創設対応分となります。国保ラインシステム改修となりまして、111 万 3,000 円です。続きまして、目 2 連合会負担金 19 万 8,000 円は前年並みであります。231 ページ、項 2 徴税費、目 1 賦課徴収費 71 万 6000 円、減の 150 万 2,000 円、減の要因につきましては、右側の説明欄の印刷製本費で 2 万 2,000 円ありますが、105 万 2,000 円の減であります。こちらは納付書、通知書関係になりまして、標準化に伴いまして、その用紙を令和 7 年度にドット発注をしてございます。令和 8 年度は在庫使用ということで不要となりました。続いて、232 ページをお開きください。款 2 保険給付費、項 1 療養費、目 1 一般被保険者療養給付費 1 億 6,440 万円、ここからは医療費関係になりまして、全て県の

交付金、普通交付金で賄われる部分であります。目1は保険給付費の推計、目3につきましては療養費90万円で、21万円の減であります。こちらは針灸あんま関係であります。233ページ、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費3,455万円、こちらも県の推計によるもの全て普通交付金で賄われます。234ページ、中段、項4出産育児諸費、目1出産育児一時金100万円、こちらは1件50万円の一時金を支給するものでありまして、2件分の見込み計上です。235ページ、上段、項5葬祭諸費、目2葬祭費25万円、こちらは葬祭における交付金であります。1件5万円の5件分の見込み計上となります。最下段、款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分、目1一般被保険者医療給付費分3,860万円であります。この項1の部分につきましては、財政主体の県へ納める納付金となります。これまで3階層であったものが、子の部分が変わりまして4階層となったことが変更点となります。次のページの236ページの項2は2階層目、後期分となります。こちらは1,610万円、県へ納める納付金分です。後期の支援分としてのものです。3つ目が237ページの項3の部分になります。介護納付金として納めるものが515万円となります。こちらは、40歳から64歳の介護被保険者2号の部分となります。県へ納める納付金であります。4階層目が238ページとなります。項4子ども子育て支援金分、目1一般被保険者子ども子育て支援金分160万円の計上であります。県へ納めるものであります。制度創設によります皆増分となります。款6保険事業費、項1保険事業費、目1保険衛生給付費は95万6,000円、前年並みであります。主な事業は、239ページの上段、補助金、人間ドックであります。日帰り者へは1万円、1泊2日の分につきましては1万5,000円を補助するものであります。項2特定健康審査事業費、目1特定健康審査事業費は188万5,000円で、前年並みの計上です。主な事業につきましては、最下段、特定検診141万3,000円の部分、メタボリックシンドロームに着目した検診となります。それでは240ページをお願いします。中程の款9諸支出金、項1償還金及び還付加算金につきましては、前年同額でありますのでご確認をお願いいたします。241ページ、項2繰出金、目1直営診療施設勘定繰出金3,005万5,000円1,493万7,000円の増であります。財源は全て県の特別交付金であります。こちらの増分につきましては、それぞれの勘定への繰り出しになりますが、下段の方、国保直営歯科診療施設勘定への繰り出し1,493万7,000円が皆増分となります。事業勘定で赤字分を受け、それをそれぞれの会計へ繰り出す内容のものとなります。

それでは歳入へ移ります。223ページをお願いします。事業勘定、歳入、款1国民

健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税で、こちらの節1につきましては医療分ということで課せさせていただきます全額となります2,995万円です。節2後期分につきましては951万5,000円、次のページの区分の3介護分につきましては357万3,000円です。それぞれ均等割等の税率があるわけですが、これらの税率につきましては、1月の30日、国保運協で答申いただいた税率を適用し、ただ今上程しているものであります。区分の4につきましては、制度創設に伴うもの子ども子育て支援金分、現年課税分は135万3,000円を予定してございます。225ページ最下段、款6県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金は2億3,266万円、減の1,707万3,000円であります。こちらにつきましては、まず普通交付金であります。村の保険給付費を県により全額賄われる部分であります。2億46万円で2,700万円ほどの減となります。ここの減少につきましては、相対的に医療費の減少が見込まれることからの減となります。2の特別交付金につきましては3,220万円で1,000万円ほどの増、主な要因につきましては、僻地歯科診療所分の増に伴うものであります。226ページ、款10繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、こちらの一般会計からの繰入金は全て法定繰り入れとなります。保険税軽減分、区分の1にございます。あるいは、下にございますとおり職員給与等をルールに伴いまして一般会計より繰り入れるものとなっております。次のページ、款11繰越金、項1繰越金、目1前年度繰越金は273万2,000円を予定してございます。

それでは、243ページお願いします。給与費明細書であります。特別職につきましては、国保運協分ということで変動はございません。244ページ、一般職とイの会計年度の部分につきましては職員数に変動はございません。245ページの明細であります。一般職は人勧分、異動分、会計年度任用職員は任用状況の変動による増減がございましたので、ご確認をお願いします。

246ページの給料及び職員手当の状況につきましてはご確認をお願いします。事業勘定は以上となります。

直営診療施設勘定となります。255ページお願いします。255ページは直診勘定の歳出となります。款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費6,632万3,000円は、112万6,000円の増であります。おおむね人件費の増に伴うものです。説明欄、一般職人件費3,192万、1,120万の増、一般職4人分の人件費であります。下段の一般管理費につきましては、3,440万2,000円で、例年並みの計上であります。次のページお願いします。主な事業費についてであります。256ページの上

段の方、7報償費であります。1,843万、約20万ほどの減であります。非常勤医師となります。診療時に勤務いただくドクターになりますけれども、医師5人分、個人契約分の人件費となります。主に小林クリニックの関係の先生であります。

257ページの下から3行目、医師派遣263万円、こちらは前年同額であります。こちらは医師の派遣の関係になります。委託料であります。厚生連から派遣いただく先生方でありまして、篠ノ井から1名、新町から2名、先ほどの個人契約と合わせまして8名の体制で、令和7年度と同様の診療体制を築く予定であります。最下段の13使用料及び賃借料は155万4,000円で73万ほどの増です。増の要因につきましては、次のページの上から4行目、借料の医療事務機であります。74万3,000円が皆増となります。こちらは電子カルテシステムのリース料になります。これまで使っていたシステムですが、windows10というようなことでありまして、サポート終了をしているものとなります。セキュリティ対策の観点からも、新しいシステムを構築し入れ替えるものでございます。目2の連合会負担金につきましては前年同額、その下、項2につきましても前年同額であります。259ページの下段、款2に移ります。医療費、項1医療費、目1医療用機械器具費は610万4,000円、36万3,000円の増であります。まず、こちらの増の要因であります。260ページになります。上から2行目、レントゲン画像読み取り装置でありまして、こちらが皆増分となります。こちらの機器ですけれども、修繕が必要となりまして、令和7年の12月議会におきまして補正を上げさせていただいたものでございます。こちらの1年分の使用料といったようなことで、今回95万6,000円が皆増となります。続いて、目2医療用消耗機材費は、実績による計上で171万6,000円、目3医療用衛生材料費2,508万円につきましては156万6,000円の増であります。こちらの増の内容でありますけれども、昨日の一般会計で説明させていただいたところにリンクをいたします。衛生費の中の保健衛生費、さらに予防費であります。コロナワクチンの関係を、保健事業からそれぞれの医療機関へ移管するといったようなことを説明させていただきました。コロナワクチン分を予防費から皆減して、こちらの直診勘定へ移行したものが主な増の要因となります。ワクチン代が468万円で、200万ほどの増であります。5の検査費97万円につきましても実績に伴います計上です。251ページお願いします。歳入となります。款1診療収入、項2外来収入、令和7年度の実績を踏まえ計上したものの合計で6,081万8,000円の見込みであります。252ページ、お願いします。下段の款8繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金1,707万4,000円、389万4,000円の増であります。運営支援分という

ことではありますが、こちらは職員の人件費に充当する分であります。253 ページ、項3 事業勘定繰入金、目1 事業勘定繰入金 1,511 万 8,000 円。比較増減はございません。こちらは、特別調整交付金の赤字分の僻地診療所分を県からの交付金ということになります。以降、実績による計上となりますので、ご確認を願います。

それでは、262 ページお願いします。給与費明細書です。一般職常勤職員につきましては4 人で変更なし。イの会計年度任用職員についても1 名ということで、変動はございません。(2) の増減につきまして、一般職は人勧分ということの増、会計年度任用職員は、任用状況の変動によるものとなっております。次のページの給料及び職員手当の状況につきましては、またご確認をお願いします。では最後に歯科勘定に移ります。

271 ページをお開きください。3 歳出、款1 総務費、項1 施設管理費、目1 一般管理費 3,083 万 7,000 円で、減の 97 万 6,000 円であります。初めに、医師の人件費 1,856 万円、38 万 6,000 円の増であります。こちらにつきましては、3 の職員手当の扶養手当 59 万 4,000 円で 18 万円の増。それから、下の方の児童手当 16 万円は皆増分となっております。その下の一般管理費経費は 1,227 万 7,000 円で、136 万ほどの減となります。まず報酬であります、会計年度任用職員 3 名分の人件費であります。続きまして 272 ページの 10 需用費、中ほどであります。167 万 5,000 円で 46 万ほどの減、内容につきましては、光熱水費、電気料になります。92 万 4,000 円で、40 万ほどの減とさせていただきます。それから、もう 1 つ減がございまして、273 ページ中ほどの役務費の保険料 8 万 8,000 円とありますが、こちらが 38 万ほどの減となっております。これは、総合賠償や診療賠償の保険を予算立てしておりましたが、県の歯科医師会の方でかけるものということとなりましたので、村予算からは外させていただいたところあります。それから、下段の方の 18 節負担金であります。54 万 1,000 円で、101 万 2,000 円の減となっております。主な要因につきましては、大北医師会医への新規会員としての加入費 100 万円が今年度は減となったものであります。274 ページの款へ移ります。医療費、項1 医療費、目1 医療用機械器具費、実績による計上で 164 万円、目2 医療用消耗機材費 372 万円で 295 万円の増であります。こちらの主な要因につきましては、令和 7 年 6 月補正対応分で、技工用の金属類の管理を目3 から目2 に予算組み替えを行ったものがございまして、それに伴う増ということになります。目3 につきましては 160 万の減となっておりますが、今の理由にもよるものでございます。目3 医療用衛生材料費の主な事業につきましては、次のページの技工業務の委託費 240 万円

となります。最後に、公債費であります。款 4 公債費、項 1 公債費、目 1 元金及び
利子 107 万 2,000 円で、10 万 4,000 円の増であります。これは地方債の利子の償還
金分となります。では、269 ページお願いします。

最後になります。これは、令和 7 年度の実績を踏まえ計上させていただきました。
款 1 診療収入、項 1 外来収入、合計で 1,486 万 8,000 円の見込み計上でありま
す。最下段、款 5 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金 884 万 1,000
円、減の 1,036 万 2,000 円であります。こちらにつきましては、財源になります
が、事業勘定の繰入金の増に伴いまして、一般会計からのものを減としたものであ
ります。運営支援分の 854 万 1,000 円は、主に人件費に充当するものとなります。
270 ページになります。項 2 事業勘定繰入金、目 1 事業勘定繰入金 1,493 万 7,000
円、赤字分を事業勘定から県の調整交付金を財源とするものを繰り入れるものであ
ります。こちら 1,493 万 7,000 円そっくり皆増の部分となります。下段の款 7 諸収
入、項 2 雑入、目 1 雑入は 66 万 5,000 円で、66 万 4,000 円の増であります。これ
は歯科用金属のリサイクルに伴います雑入の増分となります。

それでは、276 ページお願いします。地方債の調書になります。区分 1 は過疎対
策事業債ということであります。前年度末現在高は 8,240 万円、当該年度末現在高
見込み額 8,240 万円。

277 ページお願いします。給与明細書であります。特別職は 1 名で変更はござ
いません。給与費の詳細がありまして、その 1 番右に計とございます。その最下段
に 75 万 4,000 円が増、給与の増となっております。この内訳につきましては、扶
養手当が 59 万 4,000 円、児童手当分が 16 万といった内訳でございます。278 ペー
ジ、給与費明細書の一般職分です。会計年度任用職員は 3 名で変更ございません。
任用状況の変動による増がございます。279 ページの (3) の部分につきましては
は、またご確認をいただければと思います。以上で議案第 22 号の説明を終わります。

議案第 23 号 令和 8 年度小川村営バス事業特別会計予算

○議長（西沢哲朗） 議案第 23 号令和 8 年度小川村営バス事業特別会計予算を議題とい
たします。提案者の説明を求めます。大日方総務課長。

○総務課長（大日方浩和） =議案第 23 号 朗読=

291 ページ、初めに 3 の歳出から申し上げます。款 1 運行費、項 1 運行管理費、
目 1 循環バス運行管理費 3,440 万 5,000 円で、140 万 8,000 円の増となっております。

す。説明欄になります。循環バス運行管理経費で3,440万5,000円となっております。この中では、特に12の委託料になりますけれども、2,909万8,000円で、前年比112万3,000円の増となっております。これにつきましては、委託料で運転及び運転管理になりますけれども、人件費の増に伴い、単価の引き上げによる増となっております。続いて292ページをお願いします。目2スクールバス運行管理費980万円、170万1,000円の増となります。説明欄です。スクールバス運行管理経費980万円、前年比170万1,000円の増となります。ここの中で特に大きいものは12の委託料で847万9,000円、前年比166万3,000円の増となっております。この部分につきましては、4月1日より、小根山線のスクールバス、それから中条線のスクールバスとして、高校生を対象に長野西高中条高までのスクールバスを運行するための増と、あと人件費の増による委託料の増となっております。款2公債費、項1公債費、目1元金及び利子で77万8,000円、2,000円の増となっております。説明欄です。償還金利子及び割引料77万8,000円、2,000円の増です。これにつきましては、償還金で地方債元金償還金で70万円、地方債の利子で7万8,000円となっております。290ページへお戻りください。

2の歳入になります。款1使用料及び手数料、項1使用料、目1バス使用料で100万円。比較は0です。前年と同じです。バスの使用料になりますけれども、前年と同額を見込んでおるところであります。款2繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金で4,398万3,000円、311万1,000円の増となっております。村営バス一般会計の繰入金3,418万3,000円は、前年比141万円の増です。それから、その下、スクールバス一般会計繰入金980万円は170万1,000円の増となっております。

294ページになります。地方債の現在高の見込みに関する調書になります。1過疎対策事業債で、中ほどになりますけれども、当該年度中元金償還見込み額で70万円です。年度末現在高見込み額が870万1,000円となります。以上で議案第23号の説明を終わります。

議案第24号 令和8年度小川村介護保険特別会計予算

○議長（西沢哲朗） 議案第24号令和8年度小川村介護保険特別会計予算を議題といたします。提案者の説明を求めます。高木住民福祉課長。

○住民福祉課長（高木一仁） =議案第24号 朗読=

それでは312ページをお願いします。初めに歳出となります。款1総務費、項1

総務管理費、目1一般管理費は1,099万2,000円、233万4,000円の増であります。説明欄ですが、一般職の人件費は849万8,000円で200万の増、一般職1名分ではありますが人事異動に伴うものであります。一般管理経費は249万4,000円で、30万ほどの増。報酬は会計年度任用職員1名分の人件費です。それから、委託料ですが、313ページです、69万3,000円ということで、55万ほどの増となります。こちらは令和7年度から、介護事業者の指定申請等の手続きは電子申請届出システムによるものと厚労省により定められたものに対応するもので、そのシステムで36万、令和9年度の制度改革を見越しての令和8年度の予算計上分は33万の内訳であります。項2の徴収費、目1賦課徴収費は、399万6,000円、332万6,000円の増であります。増の主な要因は、次のページ314ページです。12の委託料システム改修の部分、358万400円が皆増となります。こちらは、介護保険法が改正されまして、自治体、利用者、介護事業所、それから医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる介護情報基盤の整備をするためのシステム改修費となります。全国共通で進める部分となります。続いて、項3介護認定審査会費であります。目1介護認定審査会費は442万円、179万7,000円の増であります。こちらの増分につきましては広域から示されたものでございまして、広域へ収めるものであります。通常は介護認定審査会費だけですが、こちらに認定審査会議の専用の広域のシステムもございまして。そのシステムの標準化に伴いまして村の負担分が上乗せさせられたものが主な要因です。目2認定調査等費は307万4,000円で、78万1,000円の増、実績に伴います計上であります。続いて、316ページをお願いします。最下段、項6計画策定委員会費、目1計画策定委員会費は10万6,000円で皆増となります。現在の介護事業におきましては、第9期計画に基づき実施をしております。第9期は令和6年から令和8年度までです。次の10期が令和9年から11年度のものまでが始まるわけですが、この第10期計画を作るための委員会費ということでありまして、11名分の報酬であります。続いて317ページ、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費であります。ここからは、介護認定を受けた方のサービス給付費を実績に基づき計上したものととなります。目1居宅介護サービス給付費は9,000万円。続きまして、318ページ、目2特例居宅介護サービス給付費は720万円であります。特例につきましては、主に社協の該当する事業になりまして、こちら、社協のホームヘルプですとかショートステイの事業といった内容になります。319ページ、地域密着型介護サービス給付費は192万円ということで、前年同額であります。320ページの目5介護給付費につきましては2億7,600万円で、前年同

額の見込み計上であります。給付費の中で1番かかる部分になります。施設入所系のサービス給付費であります。321 ページ最下段、目7 居宅介護福祉用具購入費は60 万円の見込み計上です。322 ページの目8 居宅介護住宅改修費は102 万円、42 万の減であります。改修費用として見込み計上となっております。323 ページ目9 の居宅介護サービス計画給付費、こちらはケアプランの作成費になりますが、1,320 万円見込み計上があります。324 ページは、前年同額の計上であります。続いて325 ページ、項2 介護予防サービス等諸費に入ります。ここから予防という字が入ってまいります。この予防とついたものは要支援1、2 ですね、要支援の認定を受けた方のサービス給付費となります。ここからも実績に基づき計上したものであります。目1 介護予防サービス給付費は528 万円、326 ページ、目2 特例介護予防サービス給付費は50 万円、社協が絡む事業費であります。それから、327 ページの最下段、目5 介護予防福祉用具購入費は36 万円、全額前年同であります。それから、328 ページの目6 介護予防住宅改修費は102 万円、予防事業の住宅改修費であります。329 ページ、目7 介護予防サービス計画給付費、要支援の方のケアプランの作成費で180 万円であります。それから、飛びまして331 ページです。項3 その他諸費であります。目1 審査支払手数料は40 万円で、前年度同額で計上であります。332 ページ、項4 の高額介護サービス等費、目1 高額介護サービス費につきましては、900 万円で、60 万円の減、実績に基づく計上、同様に333 ページ、項5 高額医療合算介護サービス等費につきましては、170 万円の見込み計上であります。それからまた1 ページ飛びまして、335 ページをお願いします。項6 特定入所者介護サービス等費、目1 の特定入所者介護サービス費1,380 万円は60 万円の減、こちらも実績に基づいたものでありますけれども、主に低所得者の施設利用にかかる居住費あるいは食費の補助分をこの給付費で賄うものとなります。以降337 ページまでは前年同額の計上となっておりますので、またご確認をお願いいたします。飛びまして、338 ページをお願いします。ここからは、給付費から地域支援事業へと変わってまいります。款5 地域支援事業、項1 介護予防生活支援サービス事業費、目1 介護予防生活サービス事業費、訪問通所生活支援事業となります。1,282 万7,000 円、前年並みの計上であります。こちら、社協委託分となりますが、事業につきましては説明欄をご確認いただければと思います。339 ページの下段、目3 予防ケアマネジメント事業費は、地域支援事業に関わりますケアプランの作成、社協委託部分となります。それから341 ページ、一般介護予防事業費であります。目1 一般介護予防事業費は34 万1,000 円、こちらの事業につきましては、

元気高齢者を対象としたいきいきサービスですとか、まめ会の事業経費となります。342 ページ、項 3 包括的支援事業任意事業費についてですが、目 1 総合相談支援事業は 607 万 7,000 円、63 万 4,000 円の増であります。これ以降につきましては、社協の人件費の増に伴う部分のものとなります。説明欄、総合相談事業は、地域包括支援センター事業となります。目 2 権利擁護事業は 230 万 4,000 円で、41 万 5,000 円の増、成年後見制度の活用や虐待対応といった形の社協への委託料となります。343 ページ、目 3 包括的継続的ケアマネジメント支援事業費 228 万 5,000 円、村が地域包括支援センターに委託分のものとなります。個別の高齢者の状況に応じた切れ目のない支援の構築するための経費となります。344 ページの最下段、目 6 生活支援体制整備事業は 402 万 7,000 円で 49 万 9,000 円の増、こちらは生活支援コーディネーターの設置費用となります。以降につきましては、前年並みの計上となっておりますので、またご確認をいただきたいと思っております。

それでは、304 ページをお願いします。初めに歳入、款 1 保険料、項 1 介護保険料につきましては、7,492 万 4,000 円の計上であります。ちなみに、令和 6 年度は被保険者数 1,062 名、令和 7 年度が 1,050 名。この予算編成時の令和 8 年度の状況は 1,030 名ということで、若干の減少ということになります。305 ページ、款 4 国庫支出金、項 1 国庫負担金につきまして、ここからの款 4 それから款 5、款 6 につきましては、法律により定められた割合により、それぞれの負担分を積算したものとなります。まず国が負担すべきものが項 1 の部分となります。目 1 介護給付費負担分は、国は 7,033 万 9,000 円を負担すると、こんなような見方をお願いいたします。306 ページ、項 2 国庫補助金、調整交付金や地域支援事業の国の補助分であります。5,395 万 8,000 円になります。続いて、款 5 の支払基金の部分、支払基金の交付金、項 1 支払基金の交付金、これは 2 号被保険者、40 歳から 64 歳までの方の保険料から交付をされる部分となります。目 1 介護給付費交付分については 1 億 1,451 万 8,000 円、目 2 の地域支援事業の交付金は 319 万 4,000 円となります。款 6 県支出金、項 1 県負担金、同じく県の負担すべき額は、介護給付費、目 1 については 6,750 万 8,000 円となります。308 ページをお願いします。同じく内容とすれば項 3 も同様でございます。進みまして、款 9 繰入金でございます。項 1 の一般会計繰入金、この中の目の 1 から 5 までありますが、目の 1 から 3 は村の負担分となります。各給付費の村の負担分、目 1 が介護給付費の負担分が 5,301 万 7,000 円、地域支援事業のそれぞれのものが記載の通りとなっております。それから一般会計から繰り入れるものとして定義されている部分が、309 ページのただ今の目 5 のとこ

ろになります。その他一般会計繰入金 2,251 万 2,000 円で、介護法によりまして保険料は事務費や人件費に充当できないというものがございますので、一般会計からこの目の部分を繰り入れるものであります。それから款 9 の繰入金、項 2 基金繰入金、目 1 介護保険支払準備基金繰入金は、歳入不足の繰り入れ分 728 万 7,000 円であります。他は例年並みの計上となります。

350 ページお願いします。給与費明細書であります。本年度 15 名ということで、11 名の増となっております。15 名の内訳であります。4 人が介護国保運協議会の委員さんであります。それから、11 名が先ほど説明した第 10 期の介護計画の策定をする委員さんとなります 11 名ということで、それぞれのものを計上。比較で増の 11 名、報酬で 10 万 6,000 円の増となっております。351 ページの一般職それから介護認定職員についての変動は職員数の変動はございません。352 ページですが、給料及び職員手当の増減につきましては、ご覧いただく通り、人勧分、異動分、また任用状況の変動による増となっております。353 ページの給料及び職員手当の状況は、またご確認をいただければと思います。以上で議案第 24 号の説明を終わります。

○議長（西沢哲朗） ただ今、議案説明の途中ですが、暫時休憩いたします。再開は午前 11 時 10 分です。

（午前10時59分）

（休 憩）

（午前11時09分）

○議長（西沢哲朗） 休憩を終わり、会議を再開します。引き続き、議案説明を行います。

議案第 25 号 令和 8 年度小川村後期高齢者医療特別会計予算

○議長（西沢哲朗） 議案第 25 号令和 8 年度小川村後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。提案者の説明を求めます。高木住民福祉課長。

○住民福祉課長（高木一仁） =議案第 25 号 朗読=

366 ページになります。3 歳出、款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費 11 万 4,000 円、6,000 円の減となります。前年並みの予算計上です。項 2 徴収費、目 1 徴収費 35 万 3,000 円、減の 34 万 4,000 円、減の要因につきましては、説明欄、徴収費の印刷製本費でございます。こちら、令和 7 年度に納入通知書を制度改

正に伴いましてロット発注してございます。ここの部分を令和8年度在庫対応とするものです。367ページ、款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金5,274万3,000円で、316万4,000円の増となります。説明欄ですが、広域連合へ納付する部分となりますが、316万ほどの増となります。これは医療費の増、あるいは子ども子育て納付金の加算分が課せられる部分の増という内容となります。以降は前年同額の計上となっております。

364ページお願いします。歳入であります。款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料、目2普通徴収保険料、保険料額は合計で3,740万3,000円、合計で170万7,000円の増となります。こちらにつきまして、主な要因につきましては、子ども子育て支援納付分が新たに創設された部分に伴うものとなっております。170万の増のうち、100万円がこの子ども分として新たに課せられる内容となります。それでは下段、款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金は46万7,000円、35万円の減であります。目2保険基盤安定繰入金1,534万、145万7,000円の増であります。こちらは保険料の軽減分を一般会計から繰り入れる保険料の軽減分の補填分となります。以下は前年同額での計上となります。以上で議案第25号の説明を終わります。

議案第26号 令和8年度小川村簡易水道事業会計予算

○議長（西沢哲朗） 議案第26号令和8年度小川村簡易水道事業会計予算を議題といたします。提案者の説明を求めます。高羽建設経済課長。

○建設経済課長（高羽哲夫） =議案第26号 朗読=

374ページ以降は予算に関する説明してまいります。374ページご覧ください。こちらから次のページまでは、令和8年度小川村簡易水道事業実施計画であります。この後、積算資料の方で説明をいたします。

391ページお聞きください。令和8年度小川村簡易水道事業積算資料、収益的収入及び支出であります。単位は1,000円で、説明欄につきましては、単位は円であります。収入支出とも本年度予定額、比較の順で申し上げます。それでは、収入から説明いたします。款1水道事業収益、項1営業収益、目1水道使用料4,822万円、218万円の減であります。こちらの減の理由ですが、説明欄の水道基本料で、加入件数が前年度より20件減ったことによる減で48万円、それと、水道超過料で、前年度より1万トンの見込み減で170万円が減額になることによるものであり

ます。目2受託事業収益20万円、26万5,000円の減であります。こちらの減の主な要因は、1節の受託工事収益で、工事見込額を43万円減としたことによるものと、それと9節のその他受託事業収益につきまして、前年度までは資本的収入の方で計上しておりましたが、仕分けの都合上、令和8年度よりこちらの収益的収入の方で計上したことによりまして16万5,000円の増となった、この2つの要因のものによるものであります。目9その他営業収益1,000円、0、昨年と同額であります。給水手数料等での見込みであります。項2営業外収益、目2他会計繰入金4,947万8,000円、615万2,000円の増であります。簡易水道事業債等の利子及び財源を一般会計から繰り入れるものでありますけれども、増の主な要因は、令和8年度の一般会計繰出金で565万1,000円の増によるものであります。目4長期前受金戻入6,034万6,000円、522万6,000円の減であります。現金を伴わない収益になります。目6雑収益1,000円、0で、昨年と同様の雑入見込みであります。

次のページ、支出であります。款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費1,425万7,000円で、301万3,000円の減であります。減の主な要因ですけれども、前年度まで、9節の光熱水費につきましては、下段の方の目2の方で、配水及び給水費にかかる光熱水費や電気代の分も全て含めてこちらの方で計上していたわけですが、8年度から仕分けの都合上、こちら分けて計上したことによりまして、こちらの9節の方での電気代光熱水で415万円の減額、それから18節の薬品費の方で、ポリ塩化カルミニウムの計上がありますけれども、単価の値上げということで104万1,000円の増となったことによる、全体でこちらの減となっています。目2配水及び給水費2,081万3,000円、508万8,000円の増であります。こちらの増の主な要因は、先ほど上段にてご説明いたしました水道光熱費を分けたことによる393ページの9節光熱水費の80万円と、次のページ、394ページの17節動力費のところで270万円の増、それと戻っていただいて393ページの11節通信運搬費の専用回線の値上げによりまして42万9,000円の増、それと12節の委託料で減圧弁の点検等の箇所数を14か所増やしたことによる32万円の増のトータルのものによるものでございます。394ページご覧ください。受託工事費20万円で30万円の減であります。こちらは給水工事の見込み額の減によるものであります。目6総係計費1,939万2,000円で、123万5,000円の増であります。増の主な要因は、人事異動と人勸による給与費等の増で86万7,000円、それから、12節の委託料で、資産関係の台帳整備で22万円の減、会計事務支援で61万6,000円の増となったことによるものであります。396ページご覧ください。項2営業外費用、目1

支払利息及び企業債取扱諸費 997 万 7,000 円で、100 万 2,000 円の増であります。企業債利息ということであります。目 2 消費税及び地方消費税 140 万円、20 万円の減であります。令和 8 年度より一般課税といたします。見込みにより減となっております。項 4 予備費、目 1 予備費 10 万円、0 で、前年度と同額の見込み計上であります。次のページ、資本的収入及び支出、収入、款 1 資本的収入、項 1 企業債、目 1 企業債 7,220 万円、1,460 万円の増であります。建設改良のための企業債です。項 4 補助金、目 1 国庫補助金 2,860 万円、160 万円の増であります。基幹改良の補助になりますけれども、工事費の増による増額であります。目 3 他会計補助金 3,133 万 9,000 円、376 万 1,000 円の増であります。こちら、各事業債の償還金の元金に対し、一般会計から繰り入れるものであります。項 5 負担金及び分担金、目 1 水道分担金 8 万円、40 万円の減であります。こちら、前年度、宮西沖の村営住宅造成工事 5 棟と一般住宅の 1 棟の分担金として 6 件 48 万円の計上をしておりましたが、令和 8 年度は、一般住宅 1 件分 8 万円の計上としたための減であります。目 2 給水工事負担金で、減の 203 万 5,000 円であります。こちらは、給水工事負担金につきましては、前年度まではこちらで計上しておりましたが、令和 8 年度より、仕分けの都合上、収益的収入の方で計上することとしたため、皆減となっております。目 5 施設補償金 1,500 万円ということで、皆増であります。県で実施しております村道 16 号線の代行工事に伴う、大久保橋新設に伴う、水道管架設工事の補償金の見込み額であります。

次のページ、支出です。款 1 資本的支出、項 1 建設改良費、目 1 補助対象事業 8,580 万円で 60 万円の減であります。工事請負費ですけれども、前年度とほぼ同額であります。工事内容ですけれども、薬師浄水場の電気設備改修で 4,400 万円の計上、こちらは、中部電気保安協会の指摘によりまして、電気設備の更新を行うものであります。また、機械設備更新で 4,180 万円の計上ですが、こちらは平成 6 年度の浄水場の建設から 30 年以上経過しており、老朽化した浄水ポンプ 1 台、給水ポンプ 1 台の更新を行うものであります。目 2 単独事業 3,050 万円、2,550 万円の増であります。こちら工事請負費になります。前年度は宮西沖団地の造成工事で 500 万円の計上でしたが、令和 8 年度は大久保橋新設に伴う水道管架設工事で 3,000 万円、メーター新設工事で 50 万円の見込み計上したための増であります。項 2 企業債償還金、目 1 企業債償還金 6,268 万円、752 万 1,000 円の増であります。企業債償還金の元金ですけれども、建設改良のための企業債で 5,564 万円、その他企業債で 703 万 6,000 円であります。

377 ページにお戻りください。こちら給与費明細書であります。1 のアの方で一般職員の常勤職員 1 名分と、2 の方で会計年度任用職員 1 名分の明細となっております。以下、381 ページまでご覧いただけたらと思います。なお、その他の会計帳簿につきましては、予算計画に基づき作成した決算見込みを加味した会計帳簿でありますので、ご覧いただけたらと思います。以上で議案第 26 の号の説明を終わります。

議案第 27 号 令和 8 年度小川村下水道事業会計予算

○議長（西沢哲朗） 議案第 27 号令和 8 年度小川村下水道事業会計予算を議題といたします。提案者の説明を求めます。高羽建設経済課長。

○建設経済課長（高羽哲夫） =議案第 27 号 朗読=

403 ページ以降は予算に関する説明書であります。次のページまでの令和 8 年度小川村下水道事業実施計画になりますけれども、この後の積算資料の方で説明をいたします。417 ページをご覧ください。令和 8 年度小川村下水道事業積算資料、収益的収入及び支出であります。今年度予定額比較の順で申し上げます。単位は 1,000 円です。説明欄のみ単位は円であります。収入、款 1 下水道事業収益、項 1 営業益、目 1 下水道使用料 3,521 万 4,000 円、24 万 6,000 円の減であります。高府浄化センターと夏和浄化センターの下水道使用料ですが、前年とほぼ同額を見込んでおります。高府浄化センターでは 2,217 万 4,000 円でありますけれども、こちら 1 番上の基本料金のところで見込みで、件数が 561 件でありますけれども、今年度 11 件増ということで、26 万 4,000 円の増の見込みであります。その下段、超過見込みでは 2 万 7,000 トンの見込みになっておりますが、前年度より 3,000 トン減の見込みということで、51 万円の減の見込みの合計で 26 万 6,000 円の減となっております。目 3 合併処理浄化槽補助金 94 万 8,000 円、0 ということで、前年度同額であります。国と県の補助金であります。本年度も 7 人槽で 47 万 4,000 円の 3 分の 1、3 基分の見込みであります。目 9 その他営業収益 1 万 2,000 円、0、昨年と同額であります。登録手数料等の見込み計上であります。項 2 営業外収益、目 2 他会計繰入金 2,842 万 4,000 円、844 万 5,000 円の増であります。下水道事業債等の利子及び財源を一般会計から繰り入れるものであります。増の主な要因は、令和 8 年度の一般会計の繰り入れで 962 万 8,000 円の増によるものであります。次のページ、目 4 長期前受金戻入で、9,063 万 4,000 円、13 万 7,000 円の減であります。現金を伴わない収益になります。目 6 雑収益 1,000 円で、昨年と同額であります。

次のページ、支出であります。款1下水道事業費用、項1営業費用、目1環境費1,292万5,000円、187万7,000円の増であります。増の主な要因ですが、15節修繕費で、説明欄、3つ目のマンホールポンプ場の制御盤の部品の交換に要する費用で100万円、その下のマンホールポンプ3基の修繕で150万円を計上しているものであります。目3処理場費3,289万7,000円、832万3,000円の増であります。主な要因ですけれども、420ページの12節委託料で407万円の増となっております。説明欄の1番上の維持管理業務で1,676万4,000円ですが、こちらで361万9,000円の増が主な要因であります。これは、令和7年度まで3年契約で実施してまいりましたが、8年度更新の年となります。近年の人件費の高騰等による見込み額の増となっております。また、421ページの1番上、15節修繕費で408万5,000円の増となっております。主な要因は、説明欄の2行目、汚泥脱水機で890万円の計上をしております。こちらは、高府浄化センターの汚泥脱水機が、平成15年度に固定脱水機を設置して22年経過しておりますが、3万時間を超えて部品の摩耗が進んでいるための修繕費を計上するものであります。421ページをご覧ください。目4合併処理浄化槽設置事業費350万3,000円で昨年と同額であります。22節の補助金では、家庭雑排水の設置の補助、それから小型合併処理浄化槽の設置に対する補助、それから合併処理浄化槽の維持管理、また修繕費用の補助等の計上であります。目5受託工事費で40万円の減であります。こちら、受託工事費につきましては、前年度まではこちらで計上しておりましたが、令和8年度より資本的支出の建設改良費で計上することとしたため皆減となっております。目6総係費628万2,000円、12万2,000円の増であります。ほぼ例年並みではあります。12施設の委託料の台帳整備で17万6,000円の減、会計事務支援で33万円の増となっていることによるものであります。次のページ、目7減価償却費1億3,263万1,000円で、8万1,000円の増であります。有形固定資産の減価償却費ですが、構築物で8万円ほどの増となっております。現金支出を伴わない費用になります。項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費538万円、118万3,000円の減で利息であります。目2消費税及び地方消費税120万円、0ということで、前年度と同額であります。令和8年度より一般課税とします。項4予備費、目1予備費10万ということで、昨年度と同額の計上であります。

次のページ、資本的収入及び支出、収入から款1資本的収入、項4補助金、目3他会計補助金9,274万7,000円、1,147万円の減であります。下水道事業債の元金こちらで約1,550万円の減となったことによるものが主な要因であります。各事業

の償還金の元金に対し、一般会計から繰り入れているものになります。項5負担金及び分担金、目1下水道分担金40万円、減の525万円であります。前年度、宮西沖の村営住宅造成地の分担金として525万円の計上をしておりましたが、令和8年度は1件40万円の見込み計上としたための減であります。目2工事負担金10万円で皆増であります。こちらは、下水道の公共枡の設置にあたり、工事費が40万円を超えた場合の半額の負担金をいただくわけですが、前年度まで計上していなかったための皆増となります。目4施設補償金231万円で、皆増であります。県代形で実施しています村道16号線大久保橋の建て替えに伴う下水道施設布設工事の県からいただく補償金の見込み計上であります。

次のページ、支出、款1資本的支出、項1建設改良費、目2単独事業522万円、328万円の減であります。工事請負費です。減の主な要因は、前年度、宮西沖の村営住宅造成工事に伴う下水道管の布設工事で850万円を計上していましたが、次年度は、大久保橋の架け替えに伴う下水道設備の工事と公共枡の設置工事を予定していますが、事業量の減によるものであります。項2企業債償還金、目1企業債償還金9,264万9,000円、1,157万円の減であります。企業債の元金の償還になりますが、建設改良のための企業債で8,837万4,000円、その他企業債で427万5,000円あります。407ページをご覧ください。給与費明細書であります。一般職常勤職員1名分の明細であります。職員手当で、時間外勤務手当のみとなっております。なお、その他の会計帳簿につきましては、予算計画に基づき作成した決算見込みを加味した会計帳簿でありますので、ご覧いただけたらと思います。以上で議案第27号の説明を終わります。

休 会 ・ 散 会

○議長（西沢哲朗） 以上で、本日の日程はすべて議了いたしました。明日26日は、議案調査のため、会議規則第10条第2項の規定により、休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって明日26日は、議案調査のため、休会とすることに決定いたしました。

本日はこれにて散会といたします。ただ今の時間は午前11時52分です。

（散会 令和8年2月25日 午前11時52分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに記載する。

小川村議会議長 西沢 哲朗

会議録署名議員 峰村 正一

会議録署名議員 松本 敏照